

第 736 回神奈川県漁業調整委員会議事録

日 時 令和 3 年 8 月 27 日（金）14 時 00 分～14 時 19 分

場 所 神奈川県庁 本庁舎 3 階 「第 3 応接室」

議題

1 諮問事項

- (1) 固定式刺し網漁業に係る制限措置の制定及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について
(資料 1)

2 協議事項

- (1) 令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会第 56 回東日本ブロック会議への提出要望について
(資料 2-1、2-2、2-3)

3 報告事項

- (1) 一都三県連合海区漁業調整委員会の開催結果について (資料 3)
(2) 太平洋広域漁業調整委員会の開催結果について (資料 4)
(3) 横浜市金沢区地先の漁場の使用に関する制限に係る委員会指示の公報登載について
(資料 5)

4 その他

- (1) 神奈川県小型出漁船団の表敬訪問の中止について (資料 6)
(2) 令和 3 年 11 月の委員会開催日程について
(3) その他

[参考資料]

- ① 福島海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)

[配付資料]

- ② 水産神奈川 第 558 号

出席者

- ・委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、
黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、
山田 正行
学識経験委員 鶴飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
中立委員 小坪 淳子
・事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
・県水産課 小川 GL、相澤副技幹、中村主任専門員、菅原主事

- (※) 青木勇委員及び青木勝海委員は県小田原水産合同庁舎より、宮川副会長、福本副会長、石橋委員、小澤委員、小菅委員及び山田委員は県水産技術センターより、それぞれビデオ会議により参加

議 事
滝口事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

本日は緊急事態宣言下での開催となりますので、小田原水産合同庁舎と水産技術センターにもお集まりいただき、ビデオ会議で参加していただいております。御了承願います。

次に、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は15名中15名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしく申し上げます。

議 長
(櫻本会長)

ただいまから第736回の委員会を開催します。

本日の議題ですが、諮問事項が1件、協議事項が1件、報告事項が3件、その他、となっております。

それでは議事に入ります前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

小菅委員、小山委員よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは小菅委員、小山委員、よろしく御願いいたします。

それでは議事に入ります。まず諮問事項(1)「固定式刺網漁業に係る制限措置の制定及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますか。

この件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

現行の許可の有効期間満了に伴う切替えて、内容的には従来のもので変わらないということですが、御意見等ございませんでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定いたします。続いて協議事項(1)「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会第56回東日本ブロック会議への提出要望について」を議題とします。

資料内容等について事務局から補足することはありますか。

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

マサバについては多少文言を変えていますが、内容的にはほぼ同じという

委員一同
議長

ことでございます。

御意見なければ、案のとおり提案を行うこととしたいと思いますがいかがでしょうか。

了 承

それではそのように決定いたします。

続いて報告事項（１）「一都三県連合海区漁業調整委員会の開催について」を議題とします。

資料内容等について事務局から補足することはありますでしょうか。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同
議長

了 承

それでは了承とさせていただきます。

続きまして報告事項（２）「太平洋広域漁業調整委員会の開催結果について」を議題とします。

資料内容等について事務局から補足することありますでしょうか。

事）上原主事

資料４の５ページの２に「委員会指示第４０号（案）の概要」とあり、

（１）の委員会会長は、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、採捕を禁止する旨公示するというのが指示の内容となりますが、８月２０日に、令和３年８月２１日から令和４年５月３１日まで採捕を禁止する旨が公示されましたので御報告させていただきます。

議長

資料４の５ページの２ですが、実際に８月２１日から５月３１日までくろまぐろ大型魚の採捕禁止が実行されているということです。

何か御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員

このくろまぐろの問題について、神奈川県は非常に敏感で、今までも遊漁で獲られてしまうので早く資源管理をしてほしいという要望を受けていました。

今回太平洋広域漁業調整委員会で指示が出されたのは非常に歓迎されることだと思いますが、この周知方法や、取締りも含めて、県としてどのように今後徹底させていくのかなどの考えをお聞かせいただけないでしょうか。

水）小川 GL

広域漁業調整委員会の指示なので県には直接取締りの権限はありませんが、国の取締方針の中では、関係都道府県の水産部局を通じて、違反等につ

いて調査等を実施、指導していくという方針が示されていますので、本県におきましても、必要がある場合には調査、取締り等について協力していきます。

また、周知につきましては、水産庁からポスターとチラシが送付されてきていますので、関係する沿海の漁業協同組合、それから遊漁船業の組合である神奈川県釣船業協同組合等に送付して組合員への周知をお願いする他に、団体に所属していない遊漁船業者も当然いますので、個々の遊漁船業者に対しては1経営体ずつに通知をお送りさせていただき、確実に通知が届くように周知を図っているところです。

鵜飼委員

既に通知されているということでしょうか。それともこれからするのでしょうか。

水) 小川 GL

小型くろまぐろの採捕禁止と、大型くろまぐろについては期間を定めて今後採捕禁止することがあるというところまでは周知済みです。

8月20日に通知が来た21日からの大型魚採捕禁止については、現在周知の準備中なのでまだチラシは届いていませんが、県のホームページにおいて、遊漁船業者がよく見られるくろまぐろについてのページや遊漁船の登録についてのページに、水産庁のくろまぐろの採捕についてのホームページへのリンクを貼り周知しているところです。

鵜飼委員

通知の仕方について分かりました。

先ほど、広域漁業調整委員会なのでこれは国の所管とありました。

県の海区委員会だと、指示に違反した場合の裏付け命令は知事が出せますが、国の場合は大臣が出すと思います。

ただ、大臣は現場のことはよく分からないと思います。

そうすると、もちろん通知するのは必要なのでしょうけれども、これだけ今まで遊漁船がマグロを釣っていると色々な業界から言われているのに、県としての取締りや指導体制は国任せというわけにはいかないと思うのです。

その辺の考え方を教えていただきたいです。

例えば取締船のたちばなを順次巡回させるといったことはないのですか。

水) 小川 GL

神奈川県において主な釣獲対象となっているマグロはキハダマグロで、色々な申合せはありますが、届出等を行うことで合法的に釣獲できます。

一部くろまぐろについてもいないわけではないので、当然釣られることはあると思いますが、これについても釣獲調査等をお願いしていますので、遊漁船業者の皆様も、釣ったら報告しなければいけないということや、釣ってはまずいということも知っていると思います。

今のところ、違反してくろまぐろを採捕しているという情報は入っていないので、必要に応じて対応できるところは国と連携していきたいと思いますが、現状、例えばくろまぐろを採捕している遊漁船業者の取締りを中心にたちばなを出すところまでは至っていないのではないかと考えています。

鵜飼委員

今回くろまぐろの大型魚も小型魚も獲れなくなり、全面禁止になったわけですね。基本的には様子見ながらやっていくということですか。

水) 小川 GL

くろまぐろをあそこの遊漁船業者が釣っているなどの情報があれば、県の職員は遊漁船への立入証なども持っていますので、必要に応じて調査をしていきます。

現状、調査をする前段のくろまぐろを獲っているという情報自体がありませんので、ない情報を基に取締りはできないところです。

鵜飼委員

ない情報というか、未然に防止するという意味です。

水) 小川 GL

そういう意味では、周知をする形で徹底したいと思います。

鵜飼委員

分かりました。

議 長

他にございませんでしょうか。

1点教えていただきたいのですが、くろまぐろを対象にした遊漁船はあるのでしょうか。

水) 小川 GL

神奈川ではないと思っています。

キハダ、カツオを釣ると看板を出している遊漁船は各地区にかなりありますが、くろまぐろを釣るということで集客をしている遊漁船は把握していませんので、おそらくないと思います。

鵜飼委員

小さいやつを釣っているという情報も入ってくるので先ほど質問させていただきました。

水) 小川 GL

釣れてしまった場合には逃がしてもらうことになります。

狙いにいって釣っていれば問題ですけれども。

鵜飼委員

そこもしっかりと奨励していただきたいです。

議 長

他に御質問等はありませんでしょうか。

それでは本件も報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決めます。

続きまして報告事項(3)「横浜市金沢区地先の漁場の使用に関する制限に係る委員会指示の公報掲載について」を議題とします。

この件について御意見、御質問等ございますでしょうか。

委員一同
議長

よろしいでしょうか。
特段ないようなので、本件も報告事項ということで了承でよろしいでしょうか。

了 承
それでは了承することといたします。

続きましてその他（１）「神奈川県小型出漁船団の表敬訪問の中止について」を議題とします。

こちらは、例年実施している東京都漁連への訪問について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、昨年度に引き続き今年度も中止となったという報告ですので、了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同
議長

了 承
それでは了承することにいたします。

以上で審議の内容は終わりましたが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それ以外に御意見等がなければ本日の委員会はこれで閉会といたします。
御協力どうもありがとうございました。

以上